

食品営業に係る水質検査のご案内

井戸水等を使って食品の営業をする場合は
定期的な水質検査が必要です!!

飲用に適する水であることを
1年に1回以上の検査で
確かめることとなっています。
(石川県食品衛生法施行条例)

検査対象施設

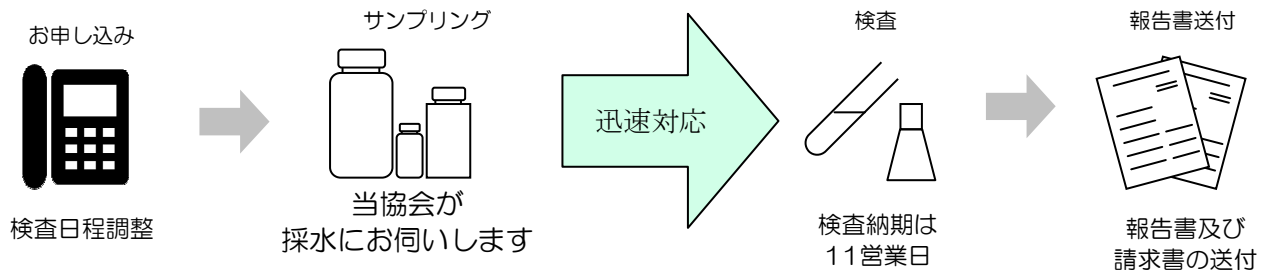
井戸水等を使用している
飲食店・喫茶店営業
食品製造業
食品販売業 など

検査項目

基本26項目

※各自治体によって検査項目が異なる場合がございます、
所轄の保健所にご確認願います。

ご依頼からの流れ



水質検査についてのお問い合わせは

ISO9001認証取得・ISO27001認証取得
厚生労働省登録 食品検査機関・水質検査機関



一般財団法人 石川県予防医学協会
環境検査部

TEL(076)269-2344(直通)

〒920-0365 金沢市神野町東115番地
(金沢西インターすぐそば)

<http://www.yobouigaku.jp/>

FAX(076)269-2391